

平成25年10月3日

各団体の労働安全衛生担当者様

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課

「化学物質による健康障害を防止するための指針」に係る通達の送付について

お世話になっております。

さて、平成25年10月1日付けで「化学物質による健康障害を防止するための指針」（いわゆる「がん原性指針」）を策定し、これに関する通達を発出しましたので、傘下会員への周知をよろしくお願いいたします。

なお、この指針に関するパンフレットについては、印刷物を作成せず、10月中を目処に厚生労働省 HP の下記 URL に電子ファイルを掲載する予定ですので、ご承知おきください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/>

厚生労働省トップ > 政策について > 分野別の政策一覧

> 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット等一覧

<送付内訳>

●平成25年10月1日付け基発1001第7号

「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について（協力依頼）

※通達のページ数が多いため、次ページに目次を示しましたので参考にしてください。

<厚生労働省 HP への掲載>

都道府県労働局長あて通達（平成25年10月1日付け基発1001第6号）を厚生労働省 HP に掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

厚生労働省トップ > 所管の法令等 > 所管の法令、告示・通達等

> 厚生労働省法令等データベースサービス > 登載準備中の通知

> 労働基準局 > 平成25年10月2日掲載

通達の目次

本文	p. 1～12
別紙1（適用関係）	p. 13～14
別紙2（N,N-ジメチルアセトアミドの保護具）	p. 15
別紙3（N,N-ジメチルアセトアミドの測定方法、評価指標）	p. 16
参考資料1（N,N-ジメチルアセトアミドの基本情報）	p. 17
参考資料2（29物質の測定方法、評価指標）	p. 18～20
別添1（指針公示第24号（改め文））	p. 21～23
別添2（指針の新旧対照表）	p. 24～29
別添3（改正後の指針公示第23号）	p. 30～37

以上ご連絡いたします。

ご不明の点がございましたら、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

《連絡先》

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室 大淵、北村
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03-5253-1111（内線5509、5512）
FAX 03-3502-1598（安全衛生部FAX）